

**江戸川区家事支援用品給付事業（えどがわママパパ応援給付事業）**  
**配偶者等（親族等を含む）からの暴力を理由に避難している方の申請手続きについて**

1. 対象

配偶者等（親族等を含む）からの暴力を理由に江戸川区内に住民票を移さずに避難している方で、以下のすべてに該当する児童を養育している場合は「江戸川区家事支援用品給付事業（えどがわママパパ応援給付事業）」の申請をすることができます。

（対象については配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づきます。）

- （1）令和2年4月2日～令和4年4月1日生まれであること。
  - （2）上記期間内に出生した児童が、本申請時点で江戸川区に居住していること。
  - （3）上記期間内に出生した児童が、本申請時点で保育サービス（注）を利用していないこと。
  - （4）令和4年度において東京都内の区市町村で同様の趣旨の事業を利用していないこと。
- （注）認可保育所・認定こども園・認証保育所・保育ママ・地域型保育施設・企業主導型保育施設（一時預かりは除く）

2. 申請書類

- （1）江戸川区家事支援用品給付事業利用申出書（下記担当部署からお送りしますので、申請を希望される方は下記のお問い合わせ先までご連絡ください。）
- （2）配偶者等（親族等を含む）からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類として、次の書類のいずれか
  - ・ 婦人相談所等が発行する「証明書」
  - ・ 保護命令決定書の謄本または正本の写し
- （3）現住所地を確認できる書類
  - （例）・ 賃貸住宅の契約書
  - ・ 光熱水費の請求書 等

[お問い合わせ先]

担当部署：子ども家庭部相談課事業係

住 所：江戸川区中央3-4-18

電話番号：03-5662-5039

受付時間：月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時

（祝日・休日、12月29日から1月3日を除く）